－今号の目次－

◆ 新型コロナウイルス禍に対応している保育所・児童福祉施設の全職員への

「慰労金」支給を求め、加藤厚生労働大臣に緊急要望 1

◆ 保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて（厚生労働省・内閣府） 3

◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて

（第五報）（厚生労働省） 5

◆ 新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府等） 7

**◆新型コロナウイルス禍に対応している保育所・児童福祉施設の全職員への「慰労金」支給を求め、加藤厚生労働大臣に緊急要望**

令和2年6月1日、全国社会福祉協議会は、清家 篤 会長、全社協政策委員会 武居 敏委員長および、児童福祉関係の各種別協議会会長（全国保育協議会 万田 康 会長、全国保育士会 村松幹子 会長、全国児童養護施設協議会 桑原教修 会長、全国乳児福祉協議会 平田ルリ子会長、全国母子生活支援施設協議会 菅田賢治 会長）の連名で、加藤勝信 厚生労働大臣に、緊急要望を行いました。

これは、第二次補正予算案において予算化された、介護・障害施設、救護施設等の全職員への「慰労金」支給（※）について、保育所や社会的養護関係施設等の児童福祉施設が「慰労金」の対象外とされたことに対し、速やかに「慰労金」を支給するよう緊急要望したものです。

※　5月28日に閣議決定された第二次補正予算案において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充の一環として、介護・障害施設、救護施設等の全職員に、新型コロナウイルス感染リスクのなかで、接触をともなう支援を行っていることに対し、社会維持に必要不可欠な仕事として、「慰労金」支給が盛り込まれた。

|  |
| --- |
| **新型コロナウイルス禍に対応している保育所・児童福祉施設の**  **全職員へ「慰労金」支給を求める緊急要望**  5月28日に閣議決定された第二次補正予算案において介護・障害施設、救護施設等の全職員に新型コロナウイルス感染リスクのなかで、接触を伴うサービスを行っていることに対し、社会維持の必要不可欠な仕事として、「慰労金」支給が予算化されました。  しかし、保育所、社会的養護関係施設等、児童福祉施設は、「慰労金」の対象外とされました。全国の児童福祉関係者ならびに社会福祉法人等組織関係者は、「対象外」とされたことに驚愕と強い憤りを感じています。  ついては、保育所と社会的養護関係施設等、児童福祉施設のエッセンシャルワーカーである全職員に対し、速やかに「慰労金」を支給するよう緊急要望いたします。  **１．新型コロナウイルス禍で保育を継続して担っている全保育士等を「慰労金」の支給対象としてください**  緊急事態宣言以降も、社会を支える基盤のひとつとして保育所等には継続要請がなされ、衛生材の確保もままならないなか、感染予防対策を徹底しつつ、保育サービスを提供してきました。さらに、地域で感染が急激に広がる危機的な状況下でも子育てしている看護師・医師等の子どもを受け入れ続けるなど、社会維持と生命を守る人たちのために、保育を継続してきました。また未就学児の子どもたちへの保育においては、「密」を避けることは現実としては困難です。全国で50か所以上の保育所等で陽性者が発生しており、感染への不安を感じながら、保育を継続している保育所等の全職員へ「慰労金」を支給してください。  **２．24時間、社会的養育を担っている児童福祉施設の全職員を「慰労金」の支給対象としてください**  児童養護施設では、3月の休校要請後、職員シフトを組みなおし、24時間体制で子どもたちのケアを行ってきています。緊急事態宣言中も入所のみならず被虐待等の緊急一時保護要請にも応え、感染予防のための個室を用意する等、全員体制で凌いでいます。さらに乳児院では、看護師・保育士等が、心身に障害がある子どもや虚弱児、被虐待児等を、衛生材の確保が厳しいなか感染リスクに怯えながら、24時間の交代制で養育・ケアを継続し、一時保護と里親支援も行っています。母子生活支援施設では、新型コロナウイルスの感染拡大のなか、増大するDV被害の母と子に対し限られた職員体制のなかで支援を継続しています。24時間、社会的養育を担っている児童福祉施設の全職員へ「慰労金」を支給してください。 |

要望書は、同日、衛藤晟一 大臣（一億総活躍担当大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)）、西村康稔 大臣（経済再生担当大臣、全世代型社会保障改革担当大臣、新型コロナ対策担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)）にも提出しています。

要望書（全文）は、全社協政策委員会のホームページをご参照ください。

■全国社会福祉協議会ホームページ

<https://www.shakyo.or.jp/coronavirus/0601seisakuetc.pdf>

**◆保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて（厚生労働省・内閣府）**

令和2年5月29日、厚生労働省・内閣府は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育担当部局宛に発出しました。

この間、一部の保育所等において保育士等の労務管理・給与補償が不十分であるというとの報道があります。保育所等では休業時においても人件費分を含めた公定価格は全額が給付されることとなっており、保育士等職員に対してこれまで通りの給与の支払いを保証することが必要です。

会員の皆さまにおかれましては、本事務連絡の内容を再度ご確認いただき、適切な運営へのご理解をお願い申しあげます

|  |
| --- |
| 保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての  保育士等の賃金及び年次有給休暇等の取扱い  1　新型コロナウイルス感染症対応で、保育所等における保育の提供の縮小等の実施にあたり、保育士等の職員の体制もそれに応じて縮小することが考えられる。体制の縮小に当たって、職員を休ませる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守するとともに、以下の点を踏まえ、適切にご対応いただきたい。  （1）職員の体制の縮小等に当たって、やむを得ず職員を休業させる場合には、休業させたことに対する手当を支払うよう就業規則に定めるなど、労働者が安心して休むことができる体制を整えていただきたいこと  （2）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき施設型給付費等が支給されている特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所については、施設型給付費等が通常どおり支給されていることを踏まえ、職員の体制の縮小に当たっては、休ませた職員についても通常の賃金を支給するなど、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」 にかかるFAQについて（令和2年4月28日内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）連名事務連絡）」で示されているとおり、人件費の支出について適切に対応いただきたいこと。  ※「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負　担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（令和2年4月28日内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）連名事務連絡）（抄）    問　公定価格について臨時休園等の場合についても通常通り支給することとされていますが、職員の賃金の支払いについてどのように対応すべきですか。  答　公定価格においては、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等を行っている場合においても、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしています。人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。  （3）年次有給休暇は、原則として、労働者の請求する時季に与えなければならないものであり、使用者が一方的に取得させることはできないものであること（労働基準法第39条第5項参照）に留意すること。    ※労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）  　　（年次有給休暇）  第39条　1～4　略  5　使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。  6～10　略    2　都道府県や政令市・中核市においては、管内市町村や保育所等に本件を周知していただくとともに、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙1児童福祉行政指導監査事項の2（1）第2の（1）において、指導監査の際に確認する項目として労働基準法等関係法規の遵守が挙げられていることにも鑑み、保育所等の指導監査の際にご留意いただくようお願いしたい。    ※「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙1児童福祉行政指導監査事項（抄）  第2　社会福祉施設運営の適正実施の確保  2　必要な職員の確保と職員処遇の充実  （1）労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか  ア　労働基準法等関係法規は、遵守されているか。  イ　職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 |

内容の詳細は下記ホームページの「63」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第五報）（厚生労働省）**

令和2年5月29日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育主管部局宛に発出しました。

夏季のプール活動や、子どものマスク着用による熱中症予防策、保護者が参加する行事などにおける対応について示されました。

|  |
| --- |
| （行事等における注意点など）    問14  プール活動を行う際に、新型コロナ感染症対策として、どのような対応をしたらよいでしょうか。  ○　保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている（※1）場合、学校プールにおける運用（※2）と同様、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いいたします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール (ビニールプール等)についても同様の管理が必要です。  ○　プール活動にあたっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらないよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。    ※1　「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lから1.0mg/Lに保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。  <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>  ※2　「学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日事務連絡（スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課）    問15  新型コロナウイルス感染対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいでしょうか。    ○　熱中症の予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和2年5月18日事務連絡）（※1）でお知らせしていますように、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていただくことが重要です。  ○　なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。  ○　また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮して下さい。特に、子どもがマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意して下さい。（低年齢の子どもの場合、マスク着用によって熱がこもり熱中症のリスクが高まる等の健康に過ごす上でのリスクが指摘されています。マスクの着用に関しては、こうしたことを十分理解し、子どもの発達に応じた判断を行うとともに、活動や場面に応じた対応が求められます。）    ※1　「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」  <https://www.mhlw.go.jp/content/000631950.pdf>  問16  保護者等が参加する行事について、新型コロナウイルス感染対策として、どのような考慮が必要でしょうか。  ○　保育所等において保護者等が参加する行事については、保育所等と保護者等との相互理解を図るために、それぞれの保育所等で内容や実施方法を工夫しながら行われてきているものです。一方、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。  ○　これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったうえで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例が考えられます。  ＜感染拡大防止の措置＞  ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ  ・参加者へのマスクの着用や手洗の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置  ・屋内で実施する行事の場合には、こまめな換気の実施  ＜開催方式の工夫の例＞  ・参加人数を抑えること（対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人数に制限を加えるなどして最小限とする、保護者等を別会場とする等）  ・参加者間のスペースを確保すること |

内容の詳細は下記ホームページの「62」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府等）**

令和2年5月29日、内閣府等は標記事務連絡を改訂し、都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出しました。

これまで多くの問い合わせをいただいていた「小学校休業等対応助成金」「雇用調整助成金」について考え方が示されました。

|  |
| --- |
| No.26　休業補償（小学校休業等対応助成金）  問　小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため出勤できない職員がいるのですが、小学校休業等対応助成金を受給することができるのでしょうか。  答　公定価格と小学校休業等対応助成金は支給する趣旨等が異なることから、要件を満たす事業者については小学校休業等対応助成金を受給することができます。  なお、助成金の活用にあたっては、公定価格で施設の収入が保証されていることを踏まえ、代替要員の人件費等の追加的な費用に充てるなど人件費の支出について適切にご対応いただくことが望ましいと考えております。  No.27　休業補償（雇用調整助成金）  問　保育所等の特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を実施している事業所等は、雇用調整助成金の対象になるでしょうか。  答　雇用調整助成金においては、制度上給与に公費が充てられている職種に関しては対象外となります。保育所等との関係では、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）に人件費が明示的に含まれている職種については運営費からの人件費の支払いをお願いすることになりますが、そうでない職種や私学助成幼稚園、認可外保育施設、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）以外で実施する事業（例えば地域子ども・子育て支援事業）分については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況はさまざまですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」（0120-60-3999、受付時間9：00～21：00（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただきますようお願いします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。  （参考：厚生労働省のHPのリンク）  <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html> |

内容の詳細は下記ホームページの「64」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>